

サービス管理責任者の要件となる実務経験一覧表

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ(1)(一)〕	a. 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体/知的障害者相談支援事業の 相談支援事業 に従事する者	3年以上		5年以上
		b. 児童相談所、更生相談所(身体/知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて 相談支援の業務 に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		c. 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において 相談支援の業務 に従事する者			
		d. 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて 相談支援の業務 に従事する者			
		e. 特別支援学校において 相談支援の業務 に従事する者			
		f. 医療機関(病院・診療所)において 相談支援業務 に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2)施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	(二) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示イ(1)(二)〕	a. 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法に規定する療養病床において介護業務に従事する者	3年以上	5年以上	8年以上
		b. 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業に従事する者			
		c. 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		d. 特例子会社、障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		e. 特別支援学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

※1 国家資格等
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

※2 上記(二)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
(1)社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
(2)保育士
(3)児童指導員任用資格者
(4)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

※ 実務経験年数及び日数換算について
1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

◎ 詳細については、指定担当部局(各サービス担当)に確認してください。